

愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針の概要

指針の目的及び位置付け

- 獣医療への迅速なアクセス向上の観点から、愛玩動物診療におけるオンライン診療のニーズの高まりが想定。
- 飼育者の利便性向上等の観点から、オンライン診療の積極的かつ適切な活用を推進するための指針を策定。
- 指針は基本的な考え方（Ⅰ）と具体的適用（Ⅱ）から構成。

Ⅰ 基本的な考え方

- ・映像と音声を用いて診療行為をリアルタイムで行う
- ・ネットワーク環境を確保し、良好な通信環境を整備する必要

- ・飼育者から十分な情報を得ること、飼育者が診療方針に合意することが必要
- ・かかりつけの獣医師が対面診療を適切に組合わせて行うことが基本

- ・診療行為は獣医師が責任を負う
- ・獣医師はオンライン診療が実施可能か慎重に判断
- ・オンライン診療が適切でない場合速やかに対面診療に切り替える



- ・オンライン診療は、飼育者が求める場合に実施されるべきもの
- ・獣医師側の都合のみで行ってはならない

- ・適切なオンライン診療普及のため、安全性・有効性・必要性が担保される必要がある
- ・獣医師は、安全性や有効性についてエビデンスに基づいた診療を行う

- ・獣医師は、オンライン診療のメリットや生じるおそれのあるデメリット等について「インフォームド・コンセント」を徹底する必要がある

- ・オンライン診療では得られる情報に限界があるということを考慮し、獣医師は安全性や有効性について定期的な評価を行う

Ⅱ 具体的適用

- 初診からのオンライン診療は、一部の場合を除き、原則として「かかりつけの獣医師」が行うこと。
- オンライン診療であっても、対面診療と同様に獣医師法、獣医療法その他の関係法令に規定される獣医師の任務や職責を果たす必要。

1 初診は原則「かかりつけ」

原則 かかりつけの獣医師

日頃より対面で受診しているなど直接的な信頼関係があり既往歴や予防情報、健康診断結果等を把握している獣医師

2 1の「例外」

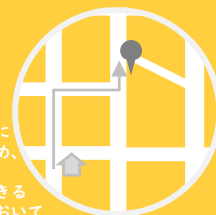
例外 以下を満たす必要

- ① かかりつけの獣医師が対応できず飼育者から依頼があった場合
- ② 診療前相談をするなどして、オンライン診療が実施可能か判断
- ③ 診療前相談で得た情報は診療簿に記録 等

3 双方の合意に基づいた診療



4 対面診療を行う体制の整備



急病急変時に対応するため、速やかにアクセスできる診療施設において対面診療を行える体制を整備

5 医薬品の適正使用

医薬品の管理、投与方法、副作用等に関する指導の実施

特に安全管理が必要な医薬品
処方✕

6 初診における医薬品の適正使用

獣医師の特別な指導が必要な医薬品
処方✕

安全性や有効性が評価されていない医薬品
処方✕

初診における処方日数は7日上限

7 診療施設への所属問合せ先の明記



8 ネットワーク環境の確保・リアルタイムな診療



詳細は農林水産省HPへ



愛玩動物に係るオンライン診療の適切な実施に関する指針の解説



オンライン診療中に 容体が急変しても
対面診療で適切に対応してもらえるんだね！

4 対面診療を行う体制の整備

- 開設届が出された診療施設に所属し、問い合わせ先や所属を明らかに！
- 診療場所は所属診療施設に限らないが、プライバシーに配慮する！
- 診療中における急病急変への対応は、対面診療が基本！
- オンライン診療を実施する獣医師は、飼育者が速やかにアクセスできる診療施設において、対面診療を行う体制を整える！

7 診療施設への所属・問い合わせ先の明記

自分が所属する診療施設以外での対面診療を案内する場合は
診療記録を『正確かつ詳細』に共有し
当該愛玩動物の診療が『迅速かつ的確』に行えるようにする

文字や写真、録画動画じゃなくて
リアルタイムの診療だから オンライン診療でも
ペットの状態がわかってもらえて安心！



8 ネットワーク環境整備・リアルタイム診療

- 獣医師・飼育者ともに安定したネットワーク環境を確保する！
- リアルタイム通信を用いて適切な診断実施に必要な情報を得る！
- ネットワーク不安定時には、オンライン診療を実施しない！



医薬品の処方にもルールがあるんだね！
獣医も飼い主も安心だ！

5 医薬品の適正使用

6 初診における医薬品の適正使用

- 医薬品を処方する際は、飼育者に対して医薬品の管理、投与方法、副作用、獣医師の指示の遵守等について事前に十分な指導を行うなど適正使用に努めること。
- 初診における処方日数は7日間を上限とし、症状が改善しない場合は、対面での診療を促すこと。
- オンライン診療では、対面診療と比べて得られる情報が限られるため、以下の医薬品の処方を行ってはならない。

初診・再診問わずオンライン診療全般で処方不可

特に安全管理が必要な医薬品

→ 劇毒 毒薬 生物学的製剤 麻薬 向精神薬

初診のみ処方不可

使用期間中に獣医師の特別の指導を必要とする医薬品

→ 要指示医薬品

安全性・有効性についてのエビデンスが評価されていない医薬品

→ 未承認医薬品 承認された医薬品における効能外の処方

「初診」とは、診療施設において初めて診察を行う場合だけでなく、
・継続的に診療している場合において、新たな症状等に対する診察を行う場合
・治癒後または長期間の治療中断後に、再度同一の疾患について診察する場合
も含まれる。